

議案第七十一号

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提出者 港区長 清 家 愛

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

（港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第一条 港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「医療証を」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードであって、病院等において、当該対象者が医療費の助成を受ける資格を有することを確認できるものに限る。）を」に改める。

（港区子ども医療費助成条例の一部改正）

第二条 港区子ども医療費助成条例（平成四年港区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「医療証」の下に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードであって、病院等において、当該対象者が医療費の助成を受ける資格を有することを確認できるものに限る。」を加える。

付 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（説明）

個人番号カードの提示による医療費の助成を可能とするため、本案を提出いたします。